

2017年12月27日

厚生労働省の推奨する受動喫煙対策を積極的に推進 完全分煙店舗を26店舗へ拡大 ～全席禁煙のパチンコ店のうち34.7%を占める～

全国46都道府県にパチンコホールを展開する株式会社ダイナム（本社：東京都荒川区西日暮里 代表取締役：藤本 達司）は、2017年12月26日（火）に新たにダイナム宮城仙台一番町店を完全分煙の店舗へ転換し、完全分煙店舗を26店舗へ拡大しました。

当社の完全分煙店舗は、たばこを吸う人にも吸わない人にもパチンコ・スロットを楽しんでいただきたいという思いから店内は全席禁煙となっており、たばこを吸う人にも一息つけるよう快適な喫煙専用室を設けております。今回、完全分煙化した店舗においても、ホール側から喫煙室方向に一定の空気の流れ（厚生労働省が定めた分煙効果判定基準に準拠）を設けるなど、一度に10人以上が喫煙可能な19平方メートルの広さの喫煙専用室を設置しております。

2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向け、公共施設や商業施設での禁煙について様々な取り組みが実施されており、パチンコホールにおいても全面禁煙店舗・一部禁煙店舗が徐々に増加している中、当社は厚生労働省の推奨する受動喫煙対策を最も積極的に推進しております。

禁煙パチンコポータルサイト（<https://johojima.com/nosmoke/>）によると、全席禁煙のパチンコ店は75店舗（2017年12月現在）となっております。当社は「ダイナム信頼の森」24店舗、「ダイナムゆったり館」2店舗の計26店舗（全体の34.7%を占める）を全席禁煙の完全分煙店舗として展開しており、受動喫煙対策を最も積極的に推進しております。



「たばこを吸う人も吸わない人も楽しめる店舗です」と語る
ダイナム宮城仙台一番町店 山崎ストアマネジャー



「誰でも使用できる自慢の喫煙ルームです」と紹介する
宮崎アシスタントマネジャー

株式会社ダイナム

パチンコを「誰もが気軽に楽しめる日常の娯楽」となるよう改革し、「街と生きるパチンコ。」を目指すべく、日本全国にチェーン型パチンコホールを展開しています。2017年12月現在、全国46都道府県に405店舗を展開し、1円パチンコなどの低貸玉営業を中心とした店舗展開を推進しています。

株式会社ダイナムジャパンホールディングス

信頼と夢を育む百年の挑戦という企業理念を掲げ、日本全国にチェーン型パチンコホールを展開する株式会社ダイナムを含む3社のパチンコホール経営会社およびその関連会社を保有する持株会社で、2012年8月、パチンコホールオペレーター企業として初めて株式上場しました。

(香港証券取引所メインボード / 証券コード : 06889)

お問い合わせ先

株式会社ダイナム 情報管理部 広報担当
〒116-8580 東京都荒川区西日暮里2-27-5
TEL : 03-3802-8224 FAX : 03-3802-8563
メールアドレス : dynam_koho@dynam.co.jp

DYJH ダイナムジャパンホールディングス
Dynam Japan (証券コード 06889) 香港上場



©DYJH 2015

■ 参考

厚生労働省が推奨する受動喫煙対策

2016年10月、厚生労働省が新たに受動喫煙対策に関する法整備案を公表し、受動喫煙防止対策の基本的な方向性として、「多数の者が利用する公共的な空間については、原則として全面禁煙であるべきである」としています。ただし、利用者側にある程度他の施設を選択する機会があるものや、娯楽施設のように嗜好性が強いものは、原則建物内禁煙とした上で、喫煙室の設置を可能とするとしており、娯楽施設であるパチンコホールは屋内禁煙で喫煙専用室設置可となる見込みです。

参考) 厚生労働省：受動喫煙防止対策の強化について（基本的な考え方の案）

施設の類型	小中高 医療施設	大学、運動施設 官公庁	劇場等のサービス業施設 事務所（職場） ホテル、旅館（客室を除く） 飲食店【※1】	バス、タクシー	鉄道、船舶
基本的な 考え方の案	敷地内 禁煙	屋内禁煙 （喫煙専用室設置も 不可）	原則屋内禁煙 （喫煙専用室設置可）	車内禁煙 （喫煙専用室設置も 不可）	原則車内禁煙 （喫煙専用室設置可）

【※1】小規模のバー、スナック等は喫煙専用室が無くても喫煙可

喫煙専用室について

- 都道府県知事・保健所設置市長は、飲食店、事務所等の管理権原者の申請に基づき、たばこの煙の流出防止等の受動喫煙を防止するための構造・設備に関する技術的基準に適合した場所（喫煙専用室）を有する施設等を指定。
※専ら喫煙を行う場所であり、飲食等の提供を行うことは想定されない場所。
- 具体的な技術的基準については、厚生労働省が過去に示した指標も踏まえて検討し、厚生労働省令で定める。

（参考）

- 「分煙効果判定基準策定検討会報告書」（平成14年6月）【概略】

（屋内における有効な条件）

- ・ 喫煙場所から非喫煙場所に環境たばこ煙成分（粒子状物質及びガス状物質）が漏れ出ないこと
- ・ デジタルふんじん計を用いて、経時的に浮遊粉じんの濃度の変化を測定し、漏れ状態を確認すること
（非喫煙場所の粉じん濃度が喫煙によって増加しないこと）
- ・ 非喫煙場所から喫煙場所方向に一定の空気の流れ（毎秒0.2m以上）があること